

秋田市に住む新婚世帯の新生活を応援します!

## 令和3年度 秋田市結婚新生活支援事業補助金



新しい生活をスタートさせる新婚夫婦に、**住宅購入費や、賃貸物件の家賃、引越費用などを補助します。**

**令和3年7月1日(木)～令和4年3月15日(火)**

### 申請期間

※郵送の場合は、令和4年3月15日まで必着

※先着順であり、申請が本市予算額に達した時点で受付を終了する場合があります。

※受付の終了は、ホームページでお知らせします。

### 主な要件

令和3年度から  
対象要件拡大

- ・令和3年1月1日～令和4年2月28日の間に婚姻した夫婦
- ・婚姻時の年齢が夫婦ともに **39歳以下** ← 34歳以下から引き上げ
- ・世帯所得が年間 **400万円未満** ← 340万円未満から引き上げ
- ・補助金の交付後、継続して2年以上秋田市に住む意思がある

※くわしい要件については裏面をチェック

### 申請・問合せ先

申請を希望される方は事前にご相談ください。

**秋田市役所 子ども未来部 子ども総務課**

〒010-8560 秋田市山王一丁目1番1号 (本庁舎2階) ☎ 018-888-5687

ホームページURL <https://www.city.akita.lg.jp/kurashi/kyosei-kyodo/1025210.html>



## 【補助要件該当チェックリスト】

以下の要件全てに✓が入れば、この補助金を受けられる可能性があります。

- 令和3年1月1日から令和4年2月28日までの間に婚姻届を提出し、受理された夫婦である。
  - 夫婦双方又は一方の住民票の住所が申請する秋田市内の住居の所在地となっている。
  - 補助金の交付を受けた日から2年以上継続して秋田市内に居住する意思がある。
  - 婚姻時における年齢が夫婦共に39歳以下である。
  - 令和3年度所得証明書（令和2年1月から令和2年12月末までの所得に関する証明書）により確認することができる夫婦の所得を合算した金額が、400万円未満である。
  - 市税に滞納がない。また、夫婦の双方又は一方が令和3年1月1日以後に秋田市に転入している場合は、転入前の市区町村税についても滞納がない。
  - 他の公的制度による家賃補助等を受けていない。
  - 夫婦の双方又は一方が、過去にこの制度に基づく補助を受けたことがない。
  - 夫婦の双方又は世帯構成員が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同法第2条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でない。
- ※ 申請時において無職の方がいる場合 その方の分は「所得なし」として算出します。
- ※ 貸与型奨学金を返済中の方がいる場合 所得証明書をもとに算出した夫婦の所得から、令和2年1月1日から令和2年12月31日までの間に返済した当該貸与型奨学金の額を控除します。

## 【補助対象経費】

下記のうち、令和3年1月1日～令和4年2月28日のあいだに支払った費用について1世帯につき30万円まで補助します。

- ◇ 住宅の購入費（建物のみ）
- ◇ 賃料、敷金、礼金、共益費および  
仲介手数料（賃料・共益費は3ヵ月分まで）
- ◇ 引越し費用（業者へ支払った費用）

